

記載事項変更届

令和6年9月改訂

(宛先)
静岡市長
静岡市 葵・駿河・清水 福祉事務所長

提出年月日 令和 年 月 日
〒 -
静岡市 葵・駿河・清水 区
保護者住所
保護者氏名
電話番号

※太枠内をご記入ください

認定者番号	入園(申請)児童氏名	生年月日	(希望)施設名	入所番号
		年 月 日	園	-
		年 月 日	園	-
		年 月 日	園	-

次のとおり記載事項を変更したいため、関係書類を添えて届け出ます。 ※添付する書類は裏面の通り

1 住所変更

異動年月日 年 月 日 旧住所

2 保護者変更

保護者(旧)

保護者(新)

変更理由 ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他()

3 父母の婚姻

婚姻届出日 年 月 日

4 父母の離婚

離婚届出日 年 月 日 保育料の口座振替 ☐ 停止希望 ☐ 振替口座変更希望
※口座振替の変更、廃止について、裏面を必ずご確認ください。

5 氏名変更

届出日 年 月 日 旧姓 変更者名

6 障害者手帳等

対象者氏名(児童との続柄) () ☐ 取得 ☐ 更新 ☐ 喪失 期限 無・有(年 月 日)

7 新たに同居することになった家族
(出産も含む)

氏 名 児童との続柄 生年月日 障害手帳等の有無(種類)

年 月 日 無・有()

年 月 日 無・有()

年 月 日 無・有()

増理由 ☐ 転入・転居 ☐ 出生 ☐ 婚姻 ☐ その他()

8 別居することになった家族
(死亡も含む)

氏 名 児童との続柄 生年月日 転居先(市町村名)

年 月 日

年 月 日

年 月 日

減理由 ☐ 転出・転居 ☐ 単身赴任(赴任先住所) ☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 離婚調停 ☐ その他()

9 支給認定申請の変更

変更内容	変更者	変 更 前	変 更 後
保育の利用を必要とする事由	児童との続柄 ()	☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産	☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産
		☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護	☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護
希望する必要量		☐ 求職活動 ☐ 育児休業	☐ 求職活動 ☐ 育児休業
		☐ その他()	☐ その他()
希望する必要量		☐ 標準時間 ☐ 短時間	☐ 標準時間 ☐ 短時間

10 期間の変更

☐ 就労期間 ☐ 育児休業 ☐ その他() 年 月 日 から 年 月 日 まで

(注1) ↑変更事項の番号に○をつけ、内容を記入してください。

(注2) 必ず裏面もご覧ください。

届出受付者	☐ 施設 ☐ 子育て支援課	届出受付日	年 月 日	備考
書類提出指示	就労証明書等 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母	同意書	☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母	マイナンバー ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母
変更入力日	月 日	利用料変更 ☐ 無 ☐ 有	変更月 月 (円) 階層⇒ (円) 階層	

この記載事項変更届を提出する前に必ずお読みください。

- ・ この変更届は、施設(園)または各福祉事務所子育て支援課まで提出してください。
- ・ 住所、氏名の変更等については、**住民票・戸籍の異動手続き後、すぐに**提出してください。
- ・ 変更する内容により、記載事項変更届以外に必要な書類があります。下表をご確認ください。

●変更事項一覧

変 更 内 容			必 要 書 類
住 所	静岡市内で転居		記載事項変更届(以下「変更届」)
	静岡市外へ転居		退園届 + 支給認定証 ※転出後も園を利用する場合は、子育て支援課までお問い合わせください。
保護者の連絡先変更			変更届
氏名変更	子ども又は保護者		変更届
家族 構成の 変更	保護者の婚姻（事実婚を含む）		変更届 + 支給認定証 + 結婚(同居)した配偶者等の就労証明書等 + 配偶者等の同意書 + 配偶者等の別居祖父母の状況 + マイナンバー申告書
	保護者の離婚		変更届 + 支給認定証
	祖父母等との同居		変更届 + 同意書 ※詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。
	同居家族の障害者手帳の取得・更新・喪失		変更届
	上記以外の変更(出生、別居、死亡等)		変更届
事 由	就 労	就労する・自営業を開業する	変更届 + 支給認定証 + 新しい勤務先の就労証明書
	育児休業	育休を取得	変更届 + 支給認定証(返却) + 就労証明書(復帰予定日が記載されたもの)
		育休明けで復職する	変更届 + 支給認定証(返却) +《復帰後に》就労証明書(復帰後証明) or 復帰証明書(復帰後証明) or 給与明細のコピー等
	妊娠・出産		変更届 + 支給認定証 + 申立書兼誓約書(以下「申立書」) + 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
	疾病・ 障がい	病気になった	変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書(申立書裏面の診断書欄に記載も可)
		障害者手帳等を交付された	変更届 + 支給認定証 + 申立書
	介護・看護		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書又はケアプラン写し等
	求職活動		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + ハローワーク登録証等の写し
	震災・風水害等の災害の復旧にあたる		変更届 + 支給認定証 + 罹災証明書
	就学・職業訓練		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 在学証明書・時間割表等の写し
保育必要量変更(標準 ⇄ 短時間)			変更届 + 支給認定証 + 就労証明書等
雇用期間、育休期間等の変更に伴う認定期間変更			※詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

※「就労証明書」と「申立書兼誓約書」は、子育て支援課指定用紙となります。

《 注 意 事 項 》

- ・ 変更届の内容は、**提出日の翌月から(月初日に提出した場合はその月から)**適用されます。
(利用料(保育料)が変更になる場合も翌月分からです。)
- ・ **認定事由に変更があった場合、速やかに届け出をしてください。**
- ・ 保育料の口座振替の「停止希望」に✓いただいた方は、提出日の翌月から(20日までに提出した場合はその月から)の口座振替を停止いたしますが、この変更届では、**利用料(保育料)の口座振替の変更、廃止はできません。**
口座振替の変更、廃止等は、振替口座のある金融機関窓口で児童ごとに手続きをお願いします。
- ・ 停止の対象となるものは**公立こども園の保育料と副食費、私立保育園の保育料**のみとなります。その他の金額に口座振替の変更等がある場合、直接お通りの園にお問い合わせください。

ご不明な点、お問い合わせは、各園または各福祉事務所子育て支援課入園係までお願いします。

葵区内の施設(園) ……	葵福祉事務所子育て支援課入園係(葵区役所2F)	TEL 054-221-1095
駿河区内の施設(園) ……	駿河福祉事務所子育て支援課入園係(駿河区役所2F)	TEL 054-287-8673
清水区内の施設(園) ……	清水福祉事務所子育て支援課入園係(清水区役所3F)	TEL 054-354-2358
	清水福祉事務所蒲原出張所(清水区蒲原支所1F)	TEL 054-385-7790